

令和7年度

委 託 仕 様 書


委 託 名	都市計画基本図修正業務委託
委 託 箇 所	川越市全域
路 河 川 名 称	
事 業 名	
業 務 大 要	

業務大要

都市計画基本図修正 一式  
縮小図作成 一式  
地図印刷 一式

変更理由								
備考								
地区	( 0001 ) 県南	労務費補正	-	機械経費(賃料)補正	-			
単価適用年月	( R0704 ) 令和07年04月							
工期	当初	自		至	令和 8年 3月 13日			
		日数						
変更				至				
経費適用年月	令和07年04月							
設計	当初金額			変更金額				
	業務価格							
	消費税相当額							
	合計							
請負	業務価格							
	消費税相当額							
	合計							
	請負増減額							
週休2日区分	-							

委 託 費 内 訳 書

測量・用地測量

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量・用地測量				1	式			
— 測量業務				1	式			
— — 直接測量費（積分）				1	式			
— — — 都市計画基本図修正				1	式			
— — — — 都市計画基本図修正				1	式			第1号一位代価表
— — — 縮小図作成				1	式			
— — — — 縮小図作成				1	式			第2号一位代価表
— — — 技術管理費				1	式			
— — — — 成果検定費				1	式			第3号一位代価表
— — 間接費（積分）				1	式			
— — — 間接経費				1	式			

## 委 託 費 内 訳 書

測量・用地測量

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
— — — —	地図印刷				式			第4号一位代価表
				1				
—	諸経費				式			
				1				
業務価格 (測量・用地測量)					式			
				1				

## 委 託 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務価格計		式			
	1				
_ 消費税相当額		式			
	1				
業務委託費		式			
	1				

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業計画		km2			第1号特殊施工
	109.13				
予察		km2			第2号特殊施工
	109.13				
現地調査		km2			第3号特殊施工
	109.13				
修正数値図化		km2			第4号特殊施工
	109.13				
修正数値編集		km2			第5号特殊施工
	109.13				
数値地形図データファイル作成		km2			第6号特殊施工
	109.13				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
縮小地形図編集		km2			第7号特殊施工
	109.13				
合 計		式			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
成果品検定費		km2			
	9				
合 計		式			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
地図印刷 1/2,500 24面 各50枚		面			第8号特殊施工
	24				
地図印刷 1/2,500 11面 各100枚		面			第9号特殊施工
	11				
地図印刷 1/2,500 2面 各150枚		面			第10号特殊施工
	2				
地図印刷 1/15,000 1面 500枚		面			第11号特殊施工
	1				
諸雑費(率)		式			
	1				
合 計		式			

第 0001 号 一位代価表(特殊施工単価) 作業計画  
PJ0010

20.000 km2 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
精度管理費	式				
		1			
合計	1	km2	当り		

第 0002 号 一位代価表(特殊施工単価) 予察  
PJ0020

30.000 km2 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	式				
		1			
材料費等	式				
		1			

第0002号 一位代価表(特殊施工単価) 予察  
PJ0020

30.000 km2 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
精度管理費	式				
		1			
合計	1	km2	当り		

第0003号 一位代価表(特殊施工単価) 現地調査  
PJ0030

30.000 km2 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師	人				
測量技師補	人				
機械経費	式				
		1			
材料費等	式				
		1			
精度管理費	式				
		1			
合計	1	km2	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	式				
		1			
材料費等	式				
		1			
精度管理費	式				
		1			
合 計	1	km2	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	式				
		1			
材料費等	式				
		1			
精度管理費	式				
		1			
合 計	1	km2	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
機械経費	式				
		1			
材料費等	式				
		1			
精度管理費	式				
		1			
合 計	1	km2	当り		

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	式				
		1			
材料費等	式				
		1			
合計	1	km2	当り		

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基図製版 1/2500 24面 50枚	版				
		1			
印刷 1/2500 24面 50枚	枚				
		1			
用紙 1/2500 24面 50枚	枚				
		50			
合計	1	面	当り		

第 0009 号 一位代価表(特殊施工単価) 地図印刷 1/2, 500  
PJ0090

11面 各100枚

1,000 面 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基図製版 1/2500 11面 100枚	版				
		1			
印刷 1/2500 11面 100枚	枚				
		1			
用紙 1/2500 11面 100枚	枚				
		100			
合計	1	面	当り		

第 0010 号 一位代価表(特殊施工単価) 地図印刷 1/2, 500  
PJ0100

2面 各150枚

1,000 面 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基図製版 1/2500 2面 150枚	版				
		1			
印刷 1/2500 2面 150枚	枚				
		1			
用紙 1/2500 2面 150枚	枚				
		150			
合計	1	面	当り		

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基図製版 1/15000 1面 500枚	版				
		1			
印刷 1/15000 1面 500枚	枚				
		1			
用紙 1/15000 1面 500枚	枚				
		500			
合計	1	面	当り		

# 都市計画基本図修正業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）が委託する「都市計画基本図修正業務委託」（以下「本業務」という）について必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 本業務は、既存都市計画基本図の経年変化に伴う更新を行い、都市計画事務の正確性の確保を図ることを目的とする。また、本業務成果は、都市計画基礎調査、都市計画決定データ等、都市計画事業の基礎資料となり、GIS およびその他二次利用含め、行政における基盤情報となることを踏まえ、必要な精度を確保するものとする。

### (関係法令の遵守)

第3条 本業務の実施に当たっては、仕様書及び本特記仕様書によるほか、以下の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (2) 川越市公共測量作業規程（平成20年国国地発第657号）
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (4) 地理情報標準プロファイル（JPGIS2014、国土地理院 平成26年4月）
- (5) 日本版メタデータプロファイル
- (6) 川越市契約規則及び川越市委託契約約款
- (7) その他関係法令等

### (疑義)

第4条 仕様書及び本特記仕様書に記載なき事項又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い本業務を遂行しなければならない。

### (作業計画の作成)

第5条 受注者は、契約後速やかに関係法令、その他に基づき作業計画を立案し、発注者の承認を受けるとともに、次の契約に関する書類を提出するものとする。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者届
- (3) その他、発注者の指示する書類

### (管理技術者)

第6条 本業務を計画立案、管理を統括する技術者は、測量法に基づき登録された測量士であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。

(使用機器の検定)

第7条 本業務に使用する全ての機器は公益社団法人日本測量協会測量技術センターの検定を受けたものとし、受注者は、検定記録及び検定証明書を発注者に提出するものとする。

(身分証明書)

第8条 本業務の実施に当たり、現地に立ち入る時は、道路法第66条又は測量法施行規則第1条の2に基づき発注者が受注者に交付した身分証明書を常時携帯しなければならない。

(土地の立ち入り)

第9条 本業務の遂行中、他人の所有する土地に立ち入って測量又は調査する場合は、前もって土地所有者等の了解を得て、紛争の起こらないようにしなければならない。

(作業打合せ及び報告)

第10条 受注者は、本業務実施前に発注者と綿密な作業の打合せを行うこととし、作業期間中においては業務の進捗状況を逐次発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。また、打合せ後は、速やかに打合せ等の記録簿を作成し、発注者に報告するものとする。

(損害賠償)

第11条 受注者は、本業務遂行中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害内容等の状況を発注者に報告するとともに、損害賠償の請求があった場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(事務手続)

第12条 受注者は、本業務の実施に係わる関係官公署に対する諸手続きを速やかに行うとともに、関係書類の写しを発注者に提出するものとする。

(テクリスへの登録)

第13条 受注者は業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)に登録するとともに、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書(登録データの一覧表を含む。)」の写しを1週間以内に監督員に提出しなければならない。なお、テクリスへの登録の手続きは、受託時においては契約後10日以内に、登録内容の変更時においては変更があった日から10日以内に、完了時においては完了後10日以内に行わなければならない。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合には、変更時の提出を省略できるものとする。

(機密の保持)

第14条 受注者は、本業務を履行する過程において知り得た情報等については、作業中及び作業完了後といえども一切他のものに公表してはならない。

2 受注者は、成果品(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む)を第三者に閲覧、複写または譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 本業務の実施にあたっては、ISMS(ISO27001)及びプライバシーマーク(JISQ15001)認証

を受けた事業所内による資格に基づいた情報資産管理体制による作業が望ましいが、未認証の事業者においては同等の管理を行うこととし、業務着手時にセキュリティ体制及び情報管理手法について、発注者に提示するものとする。

(再委託の承諾)

第15条 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

(照査)

第16条 受注者は、本業務の成果に対して、照査を実施することとする。照査担当技術者は、測量及びGISに精通した、空間情報総括監理技術者の有資格者とする。受注者は、業務実施計画書に照査担当技術者を記載し、経歴書、資格者証、請負会社の社員であることの証明を添付して提出することとする。尚、照査計画は、業務実施計画書に記載することとする。

(測量成果の検定)

第17条 受注者は、本業務の成果品について、測量作業規程の準則に基づき、第三者機関による測量成果検定を受けることとする。尚、測量成果検定を受ける範囲については、協議により、決定するものとする。

(完了検査)

第18条 受注者は、本業務の工程毎及び業務完了後、検定証明書と併せて発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格を持って業務完了とするものとする。完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。また、受注者は本業務を完了した後は、遅滞なく発注者に対して委託業務実施報告書(様式8)を提出しなければならない。

(支払方法)

第19条 本業務の支払方法は、完了払いとする。

(成果品の帰属等)

第20条 本業務の成果品は、すべて発注者の管理及び帰属とし、受注者が成果品等を第三者に公表又は貸与してはならない。

## 第2章 業務概要

(概要)

第21条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

(1) 都市計画基本図修正

対象範囲：川越市全域 (109.13 k m<sup>2</sup>)

地図情報レベル：レベル 2, 500

(ただし、道路施設については別に定めるものとする)

(2) 縮小地形図作成

対象範囲：川越市全域 (109.13 k m<sup>2</sup>)

図面縮尺：1/10,000 1/15,000

(3) 地図印刷

対象地図：1/15,000 (1面) 1/2,500 (37面)

(貸与資料)

第22条 本業務に必要な資料として、発注者は受注者に以下の資料を貸与、閲覧するものとする。

なお、貸与資料の管理については、情報セキュリティマネジメントシステムにより管理された事業所内にて適正に保管し、本業務完了後は速やかに返納するものとする。また、受注者は、発注者の承諾なしに資料を第三者に貸与してはならない。

(1) 都市計画基本図 デジタルデータ (DM)	1式
(2) 道路縁データ (道路台帳更新データレベル 500)	1式
(3) 空中写真データ	1式
(4) GNSS/IMU データ	1式
(5) その他必要と思われる資料	1式

### 第3章 都市計画基本図修正

(要旨)

第23条 本作業は、令和6年度に撮影した空中写真を用いて、令和2年度に作成した都市計画基本図について、経年変化等を踏まえて修正を行うものである。また、作業に当たっては、川越市都市計画課で運用されている GIS (都市計画窓口支援システム、小江戸マップ等) で運用する基図としての要件を満たすものとする。

(計画準備)

第24条 計画準備は、作業の方法及び全体計画の立案、工程、作業資料、機材などについて作業計画書として整理を行うものとする。また、受注者は本業務の特記内容等を把握した上で、製品仕様書を事前に確定させ業務に着手するものとする。

(予察)

第25条 予察は、下記の資料をもとに行うこととし、修正素図をもとに発注者に報告をし、継続作業についての協議を行うものとする。

- (1) 既存撮影成果 (資産税課：地上画寸法 12 cm)
- (2) 道路台帳成果 (建設管理課：道路縁データ)

(3) 既存都市計画基本図 DM データ (都市計画課：令和 2 年度作成)

(現地調査)

第 26 条 空中写真上で判読困難な事項、撮影後の変化、図式の適用上必要な事項などについては、現地において調査確認を行い、調査結果を引き伸ばし写真に記入、整理し、数値編集に必要な資料を作成するものとする。

(修正数値図化)

第 27 条 修正数値図化は、予察結果をもとに既存撮影成果をはじめとした各種データ及び現地調査資料等を利用し、数値図化機を用いて地形、地物等の各種地図情報を数値形式で取得し、都市計画基本図 DM データの修正を行うものとする。なお、貸与する道路縁データと既存の都市計画基本図 DM データとの整合編集を行い、連続したデータとして保持するものとする。

- 2 貸与する道路縁データは点検測量 (2%) を行なったうえで使用する。点検手法については、現地測量を実施し、既存測量成果との差異を確認することとする。
- 3 道路部の数値図化の精度等については、下記のとおりとする。
  - ・市道部については、道路台帳更新データの道路縁データを用いてレベル 500 で数値図化を行うこととする。
  - ・その他道路については、航空写真からレベル 1,000 で数値図化を行うこととする。但し、精度のある道路データが入手可能な場合には発注者と協議の上、数値図化に使用するものとする。
- 4 建物の数値図化については、すべての経年変化を、航空写真を用いてレベル 1,000 の精度で数値図化を行うこととする。
- 5 その他詳細については添付の「DM データ作成仕様書」に基づき、実施するものとする。

(修正数値編集)

第 28 条 修正数値編集は、現地調査などの結果に基づき、編集装置を用いて数値図化データの編集を行い、分類コードの誤りや位置・形状の修正、図郭間での接合処理等を行った上、編集済みデータを作成するものとする。

(数値地形図データファイルの更新)

第 29 条 数値地形図データファイルの更新は、数値編集済みデータを製品仕様書及びデータ仕様書に従い、電子記録媒体に記録するものとする。また、作成された数値地形図データファイルは、Shape 形式及び DXF 形式でのデータも作成するものとする。Shape 形式については、本特記仕様書に基づいてデータ変換を行うこととする。

(修正済数値地形図データファイルの校正)

第 30 条 修正済数値地形図データファイルの校正は、校正用紙出力及び川越市都市計画課にて稼働中の都市計画窓口支援システムにて行うこととする。校正内容は、修正箇所の表現と、都市計画窓口支援システムでの運用が可能であること (データの完全性) を確認するものとする。尚、セットアップするデータについては、既存のシステムに影響が無いよう、事前にウイルスチェックを行うこととする。

(修正済数値地形図データファイルのとりまとめ)

第31条 校正により、修正の必要が発生した際は速やかに対応を済ませ、納品用の数値地形図データファイルを取りまとめることとする。校正後の修正済数値地形図データファイルについては、完了検査項目として稼働中の都市計画窓口支援システム及び統合型GIS上での動作確認を行うこととする。また、稼働中の都市計画窓口支援システム及び統合型GISでの運用を保証する品質保証書を作成し、数値地形図データファイルに添付することとし、納入後システムでの運用に支障をきたす状況が確認された際は、瑕疵の対象とする。

(品質評価)

第32条 品質評価は、数値地形図データファイルが、製品仕様書に規定するデータ品質を満たしているかを評価するものとする。品質評価の結果は品質評価表にまとめるものとする。

(メタデータの作成)

第33条 数値地形図データファイルのメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項についてメタデータに記録することとする。

## 第4章 縮小地形図作成

(要旨)

第34条 本作業は、前章で作成した数値地形図データファイルを用いて縮小編集し、1/10,000及び1/15,000の縮小地形図を作成するものとする。

(縮小地形図作成)

第35条 修正した数値地形図データファイルの縮小編集により、1/10,000及び1/15,000の縮小地形図データを作成するものとする。また、データフォーマットについてはレベル2,500と同様とする。

## 第5章 地図印刷

(白図印刷)

第36条 白図印刷は、作成したDMデータよりEPS形式データを作成し、CTP製版を行い、オフセット印刷により行うものとする。なお、色調、図式、サイズ、紙質などは監督員の指示によるものとし、印刷用のデータについてもEPS形式及びPDF形式として納品するものとする。

## 第6章 成果品

(成果品)

第37条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |                       |  |       |
|-----------------------|--|-------|
| (1) 修正数値地形図データファイル    | 1/2,500 1/10,000、1/15,000 (CD-ROM 各フォーマット) | 各2枚   |
| (2) 修正数値地形図データファイル説明書 |  | 1式    |
| (3) 精度管理表             |  | 1式    |
| (4) 品質評価表             |  | 1式    |
| (5) メタデータ             |  | 1式    |
| (6) 成果品検定証明書          |  | 1式    |
| (7) 白図印刷図             | 1/2,500 24面                                | 各50枚  |
| (8) 白図印刷図             | 1/2,500 11面                                | 各100枚 |
| (9) 白図印刷図             | 1/2,500 2面                                 | 各150枚 |
| (10) 白図印刷図            | 1/15,000                                   | 500枚  |
| (11) 白図印刷用データ         |  | 1式    |

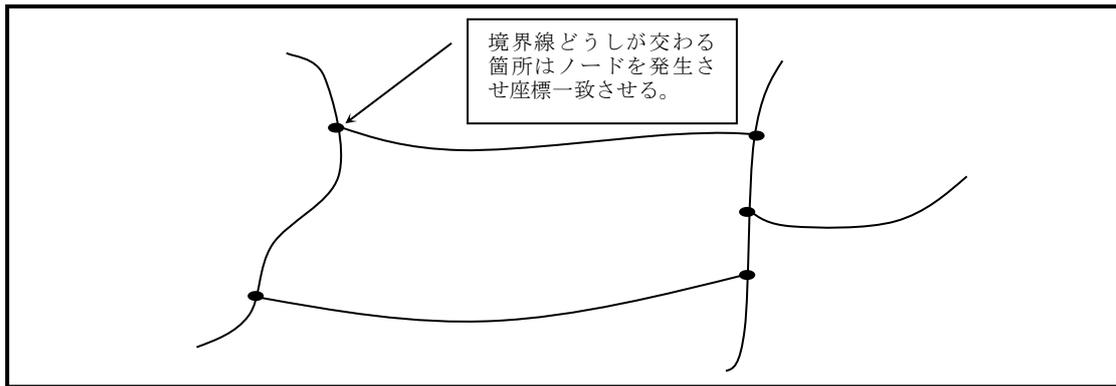
令和7年度 都市計画基本図修正業務委託

DM データ作成仕様

DM 境界 1/1

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
1103	市界	図式			
1104	町・村界				
1106	大字・町界				
1107	丁目界				

1. 異なる境界記号が重複する部分の優先順位は、図式分類コードの小さい順とする。
2. 境界記号は、原則として境界の真位置と記号の中心線とが一致するように表示する。
3. 境界記号上には、注記、建物記号、小物体記号及び場地記号は原則として表示しない。  
ただし、表現上やむを得ない場合は境界記号を間断して表示することができる。
4. データの連続性を保ち、境界線どうしが交わる箇所はノードを発生させ、座標一致させる。



5. 大字・町・丁目界は大字・町界（1106）と丁目界（1107）とに細分化する。
6. 以下の資料から入力することを原則とする。
  - ・ 現行基本図（市界）
  - ・ 資産税課地番図（大字界、町界、丁目界）

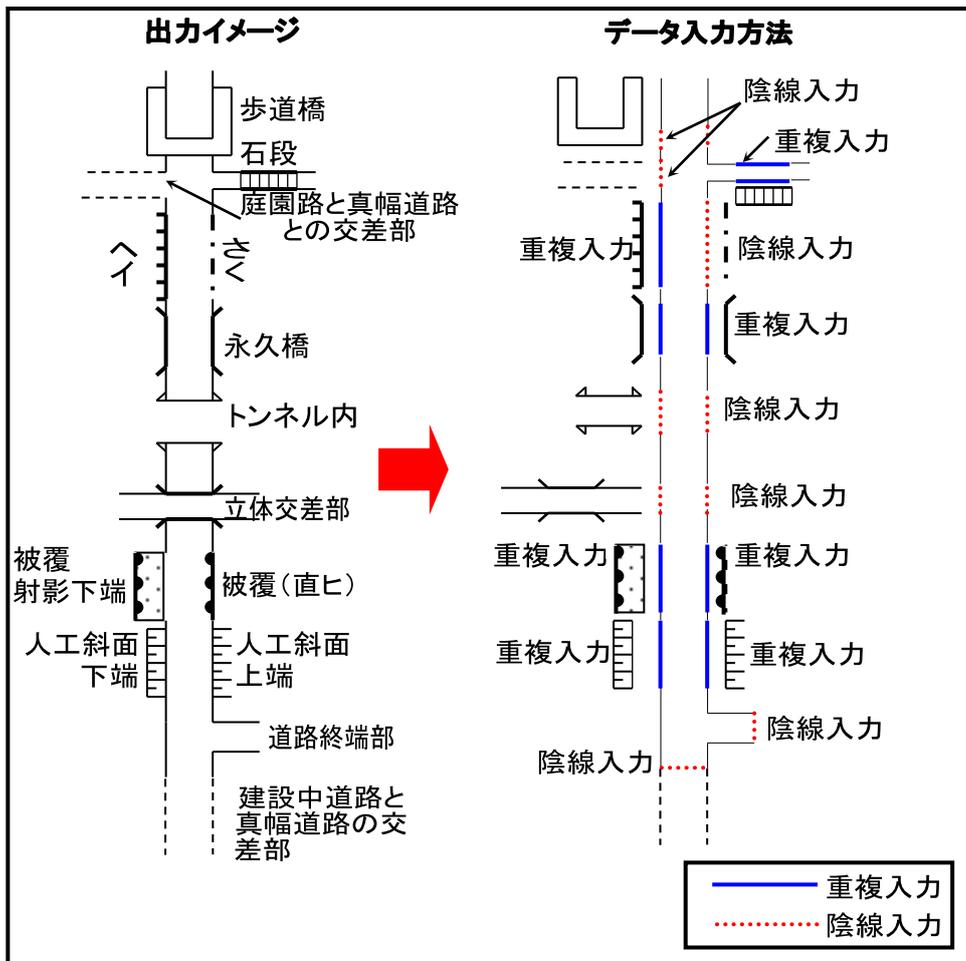
## DM 道路 1/2

図式分類コード	名 称	位置精度	500	取得基準	500
2101	真幅道路	図式			
2111	真幅道路 (精度区分 24)				
2121	真幅道路 (精度区分 35)				
2103	徒歩道				
2106	庭園路等				
<p>1. 市道認定路線については位置精度、取得基準ともレベル 500 で取得する。</p> <p>2. 市道認定路線については令和2年度から令和6年度道路台帳図更新箇所について実測データを取り込み整合編集を行う。実測データを取り込んだ箇所についてはDM精度区分 24 (実測・レベル 500)、図式分類コードは2111とする。</p> <p>3. 市道以外の道路の更新箇所は最新の撮影成果よりレベル 1000 でデータを更新する。更新した箇所はDM精度区分 35 (DM・レベル 1000) とし、図式分類コードは、2121とする(更新箇所以外は修正しない)。</p>					

DM 道路 2/2

図式分類コード	名 称	位置精度	500	取得基準	500
2101	真幅道路	図式			
2112	真幅道路 (精度区分 24)				
2122	真幅道路 (精度区分 35)				
2103	徒歩道				
2106	庭園路等				

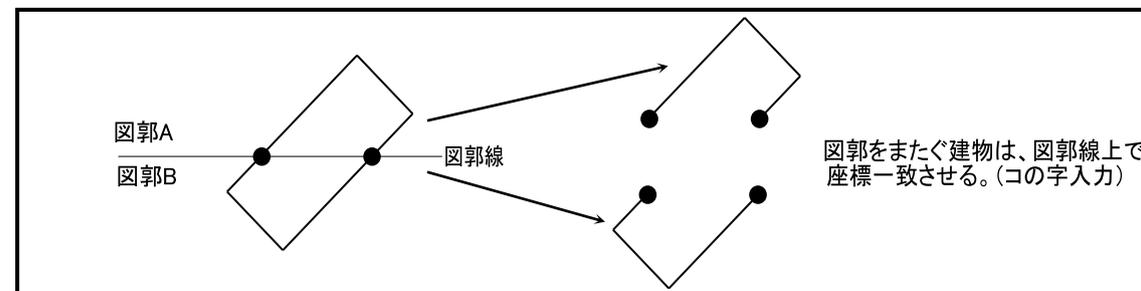
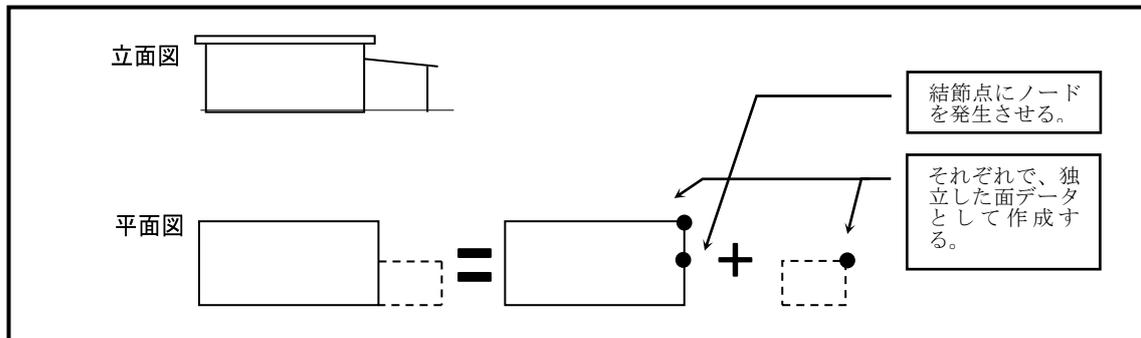
- データの連続性を保ち、他の地物と重複する部分は、下図に準じて実線（重複）または陰線（間断区分）で取得する。
- 重複する地物は、道路の端点と座標一致させる。



DM 建物 1/2

図式分類コード	名 称	位置精度	1000	取得基準	1000
3001	普通建物	図式			
3002	堅ろう建物				
3003	普通無壁舎				
3004	堅ろう無壁舎				

1. 建物の更新箇所は最新の撮影成果より位置精度、取得基準ともレベル 1000 でデータを更新する
2. 建物は、射影の短辺が実長 1m 以上のものについて、その外周の正射影を取得する。
3. 普通建物とは、3 階未満の建物及び 3 階以上の木造等で建築された建物をいう。
4. 堅ろう建物とは、鉄筋コンクリート等で建築された建物で、地上 3 階以上または 3 階相当以上の高さのものをいう。
5. 普通無壁舎とは、側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の建築物で、3 階未満のものをいう。
6. 堅ろう無壁舎とは、鉄筋コンクリート等で建築された側壁のない建物及び建物類似の建築物で、地上 3 階以上又は 3 階相当以上の高さのものをいう。
7. 図郭線で分割される建物、間断部を含む建物以外は面で定義する。
8. 建物が密集しているも総描はせず、個々の建物を独立して取得する。
9. 付属建物も独立した建物として取得し、結節点にはノードを発生させ、座標一致させる。

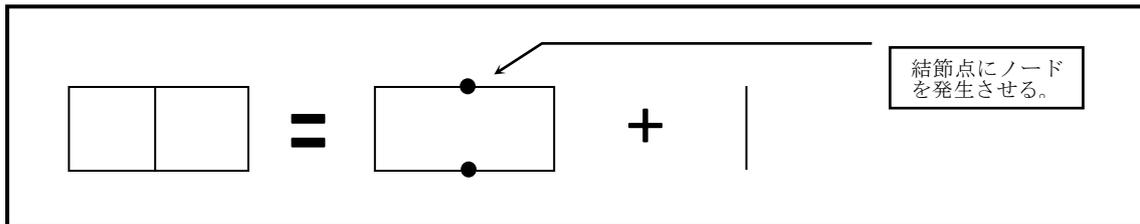
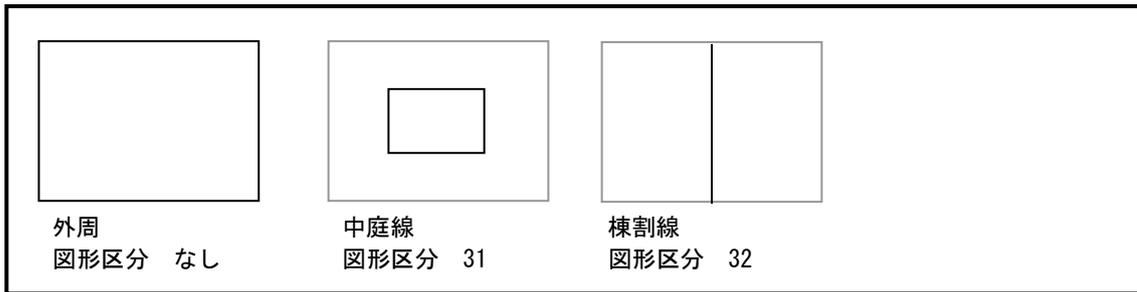


DM 建物 2/2

図式分類コード	名 称	位置精度	1000	取得基準	1000
3001	普通建物	図式			
3002	堅ろう建物				
3003	普通無壁舎				
3004	堅ろう無壁舎				

10. 中庭線を取得し、中庭の区分を行う。

11. 外付階段、ポーチ・ひさしの区分はせず、建物としてその外周を取得するが、道路上に大きくはみだすなどの地図表現上問題が生じる場合は適宜省略する。

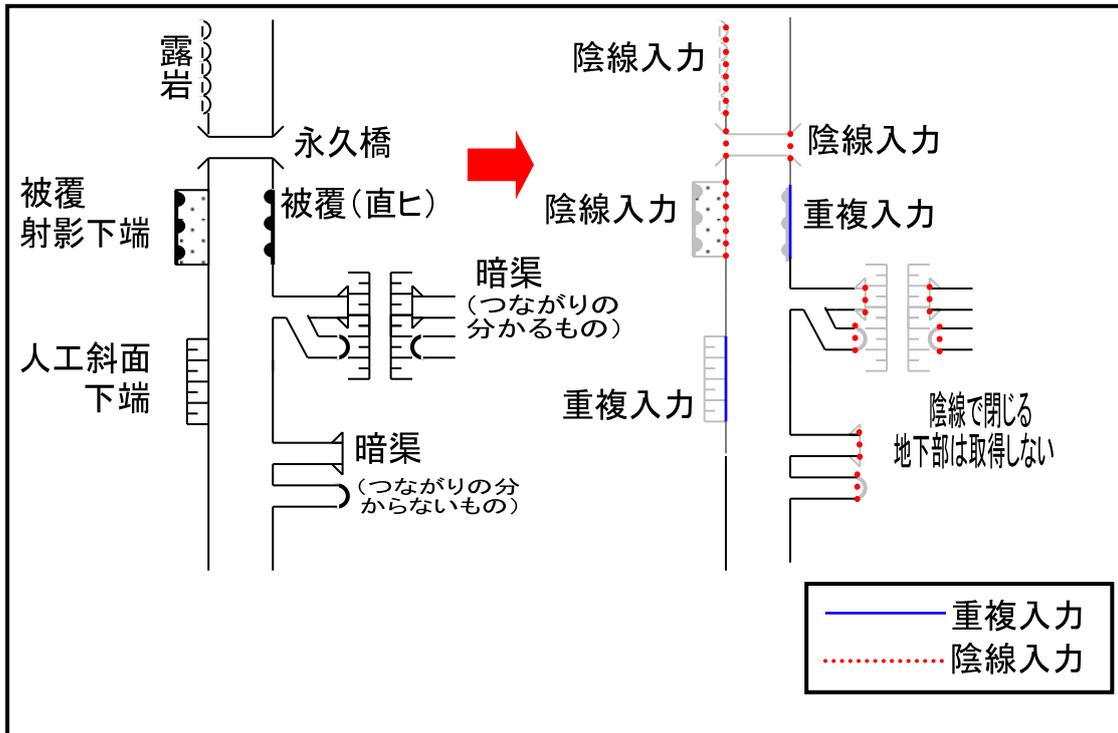


12. 原則として建物の軒先を取得するが、道路上に軒が飛び出るものは、軒先転移を行い宅地内におさめる。

13. 仮設のプレハブ、基礎のない物置、住宅の簡易車庫（カーポート）、簡易なビニールハウス等は取得しない。

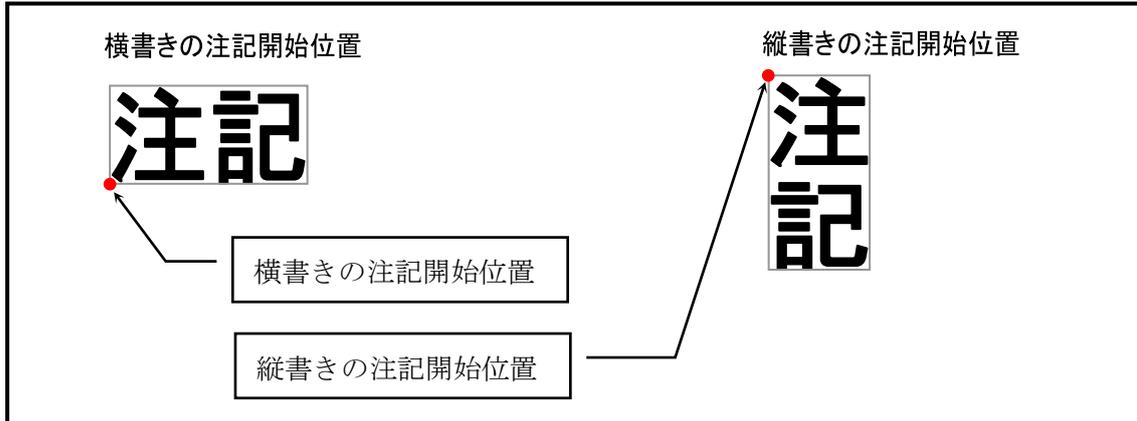
図式分類コード	名 称	位置精度	2500	取得基準	2500
5101	水がい線	図式			

- データの連続性を保ち、他の地物と重複する部分は、下図に準じて実線（重複）または陰線（間断区分）で取得する。
- 重複する地物は、水がい線の端点と座標一致させる。

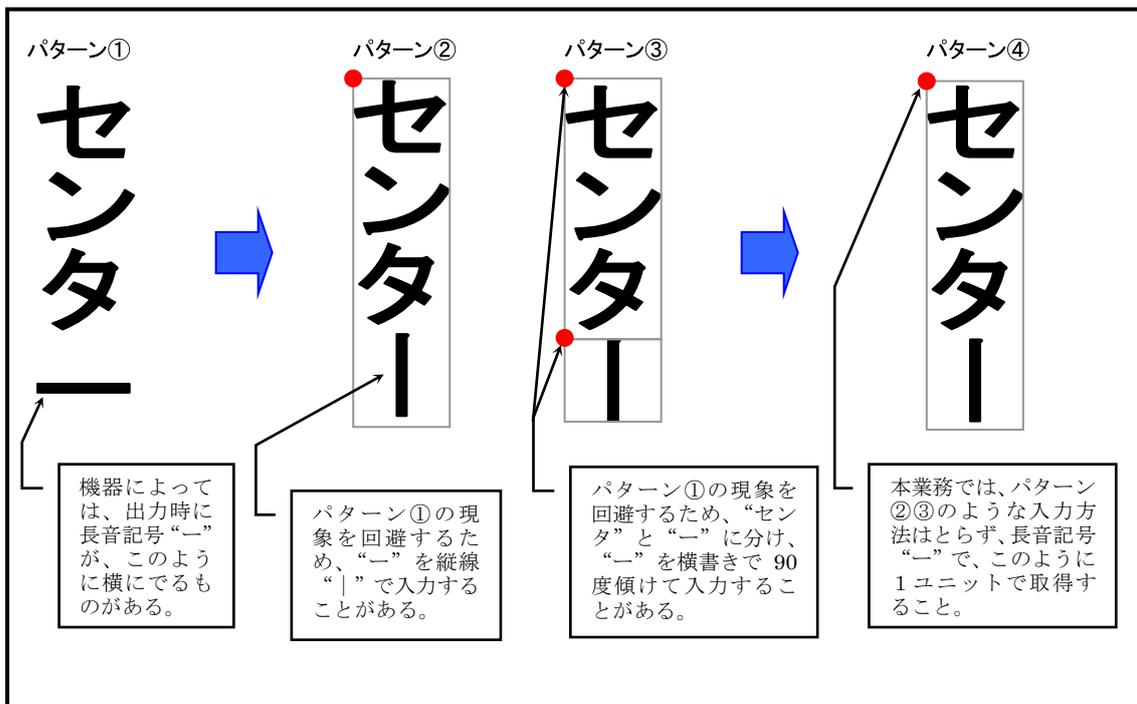


図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
7 1 X X	等高線数値	図式			
7 3 X X	基準点数値				
8 1 X X	注記				

1. 横書きを優先する。
2. 横書きと縦書きの注記開始位置は以下のとおりとする。



3. 長音記号“ー”は、負符合“-”や、ダッシュ（全角）“—”、及びハイフン（四分）“-”を用いないようにし、必ず長音記号“ー”を用いる。



## DM 注記 2/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 1 0	市	図式			
8 1 1 1	町・村・指定都市の区				
8 1 1 2	市町村の飛地				
8 1 1 4	大字・町・丁目				
<p>4. 以下の資料から入力することを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川越市案内図</li> <li>・ 現行都市計画基本図</li> <li>・ 地番図</li> </ul> <p>5. 市（8110）では、“川越市”、隣接都市名とも注記する。</p> <p>6. 大字・町・丁目（8114）では、“○丁目”は漢数字で表示する。</p>					

## DM 注記 3/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 2 1	道路の路線名	図式			
8 1 2 2	道路施設				
<p>7. 以下の資料と現地確認により入力することを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川越県土整備事務所管内図</li> </ul> <p>&lt;入力例&gt;</p> <p>国道16号、川越・上尾線、関越自動車道</p>					

DM 注記 4/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 2 3	鉄道の路線名	図式			
8 1 2 4	鉄道施設				
<p>8. 以下の資料と現地確認により入力することを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川越県土整備事務所管内図</li> </ul> <p>&lt;入力例&gt;</p> <p>J R埼京線、東武東上線、西武新宿線</p>					

DM 注記 5/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 5 1	水部・河川名	図式			
<p>9. 以下の資料と現地確認により入力することを原則とする。</p> <p>川越県土整備事務所管内図</p> <p>&lt;入力例&gt;</p> <p>荒川、新河岸川、入間川</p>					

DM 注記 6/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 6 2	場地・公園名	図式			
<p>10. 以下の資料と現地確認により入力することを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川越市公園緑地等配置図、川越市案内図、現行都市計画基本図</li> </ul> <p>11. 川越市公園緑地等配置図にある、都市公園、都市計画決定公園、その他の公園を表示する。団地、集合マンション内にあるような資料に名称のない公園、児童遊園は注記しない。</p> <p>12. 資料の名称を優先して表示し、“公園”のように省略表示はしない。</p> <p>13. 高架下であり、図面に表現されない公園は注記しない。</p> <p>&lt;入力例&gt;</p> <p>県営川越公園、川越水上公園、御伊勢塚公園、川越運動公園、岸町健康ふれあい広場等</p>					

## DM 注記 7/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 7 3	基準点	図式			
14. 等高線数値（71XX）、基準点数値（73XX）を使用し、基準点注記（8173）は使用しない。 15. 基準点、水準点の点名は注記しない。					

## DM 注記 8/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 8 1	説明注記	図式			
16. 場地に説明的な注記を付する場合は、以下の例に準じて注記する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な建物の建設中 ⇒ （建設中）</li> <li>・ 道路、鉄道の建設中 ⇒ （建設中）</li> <li>・ 河川改修工事等 ⇒ （工事中）</li> <li>・ 大規模な住宅造成及び耕地整理 ⇒ （宅地造成中）、（整地中）、（耕地整理中）</li> <li>・ 大規模な工場敷地用地 ⇒ （工場予定地）</li> </ul>					
17. 学校のプールは“プール”で表示する。					
18. 温室は無壁舎で取得し（温）で注記するが、ビニールハウスは畑として取得するため、（ビ）は注記しない。					
19. 湖池等を示す“W”は記号（5105）を使用し、注記（8181）は使用しない。					
20. 土がけを示す（土）は記号（7201）を使用し、注記（8181）は使用しない。					
21. 岩がけを示す（岩）は記号（7211）を使用し、注記（8181）は使用しない。					

DM 注記 9/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 3 1	建物注記	図式			
22. 以下の基準に準じて注記する。					
官公署	全て注記する。 <埼玉県西部地域創造センター、川越県税事務所>				
裁判所	全て注記する。 <川越簡易裁判所、さいたま地方裁判所川越支部>				
検察庁	全て注記する。 <川越区検察庁>				
税務署	全て注記する。 <川越税務署>				
法務局	全て注記する。 <さいたま地方法務局川越支所>				
郵便局	注記を原則とするが、出張所や建物の一隅にあるものは記号表示とする。 <川越郵便局、川越西郵便局>				
森林管理署	全て注記する。 <当該施設なし>				
測候所	地方気象台は注記し、測候所は注記しない。 <当該施設なし>				
工事事務所	全て注記する。 <荒川上流河川事務所>				
警察署	全て注記する。 <川越警察署>				
交番・駐在所	記号表示とする。				
消防署	注記を原則とするが、消防分団、消防器具置場等は記号表示とする。				
職業安定所	全て注記する。 <川越職業安定所>				
土木事務所	全て注記する。 <川越県土整備事務所>				

## DM 注記 10/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 3 1	建物注記	図式			
役場支所及び出張所	<p>全て注記する。          &lt;川越市役所、霞ヶ関出張所&gt;</p>				
宗教施設	<p>寺社等は敷地内に注記が入るもので固有名称があるものを表示。地図表現に無理があるものは記号表示とする。新興宗教は表示しない。          &lt;川越八幡神社、成田山別院&gt;</p>				
学校	<p>全て注記する。小学校、中学校は“県立”、“市立”、“私立”は表示しない。高校は、“県立”、“市立”を表示し“私立”は表示しない。          &lt;武蔵野小学校、県立川越高校、&gt;</p>				
幼稚園	<p>全て注記する。          &lt;川越幼稚園、ひまわり幼稚園&gt;</p>				
保育園	<p>市の保育所と民間保育所のみ注記する。家庭保育所と簡易保育所については注記も記号も表示しない。建物内に収まらない民間保育所は記号表示する。          &lt;今成保育園、名細保育園&gt;</p>				
公会堂・公民館	<p>自治会館は、公共のもの及び建物内に注記が入るものを表示。地図表現に無理があるものは記号表示とする。          &lt;北公民館、やまぶき会館&gt;</p>				
博物館	<p>全て注記する。          &lt;川越市立博物館&gt;</p>				
図書館	<p>全て注記する。          &lt;中央図書館&gt;</p>				
美術館	<p>全て注記する。          &lt;川越市立美術館&gt;</p>				
保健所	<p>全て注記する。          &lt;川越市保健所&gt;</p>				
集会所等	<p>自治会集会所は建物内に注記が入るものについては、注記表示する。それ以外は記号表示とする。(独自シンボル作成)          団地内、集合マンション内の集会所は表示しない。</p>				

## DM 注記 11/12

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 3 1	建物注記	図式			
8 1 3 2	民間注記				
病院	医療法における、医療法人の「病院」の定義にあてはまり、建物内に注記が入るものを表示。表現に無理があるものは記号表示する。診療所、クリニック、歯科医院等は注記表示しない。 ＜愛和病院、埼玉医科大学総合医療センター＞				
銀行	建物内に注記が入るものを表示。地図表現に無理があるものは記号表示とする。キャッシュカード専用の建物は表示しない。 ＜埼玉りそな銀行川越南支店、武蔵野銀行川越支店＞				
協同組合	注記を原則とする。 ＜ＪＡいるま野＞				
倉庫	建物内に注記が入るものを表示。地図表現に無理があるものは記号表示とする。				
火薬庫	建物内に注記が入るものを表示。地図表現に無理があるものは記号表示とする。				
工場	建物内に注記が入るものを表示。地図表現に無理があるものは記号表示とする。				
発電所	全て注記する。				
変電所	建物内に注記が入るものを表示。地図表現に無理があるものは記号表示とする。 ＜東京電力小堤変電所、電源開発南川越変電所＞				
浄水場	全て注記する。 ＜霞ヶ関第一浄水場＞				
揚排水ポンプ場	建物内に注記入るものを表示。地図表現に無理があるものは記号表示とする。農地に隣接する小規模なものは表示しない。 ＜荒川右岸古南第一揚水機場、霞ヶ関第一雨水ポンプ場＞				
ガソリンスタンド	全て記号表示する。				

図式分類コード	名 称	位置精度	-	取得基準	-
8 1 3 1	建物注記	図式			
8 1 3 2	民間注記				
<p>23. 埼玉県立～、川越市立～、埼玉県営～、川越市営～の表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “埼玉県立～”、“県立～”は“県立～”の表記を標準とする。</li> <li>・ “川越市立～”、“市立～”は“市立～”の表記を標準とする。</li> <li>・ 学校は例外とし、学校注記の項目を参照。</li> <li>・ “埼玉県営～”、“県営～”は“県営～”の表記を標準とする。</li> <li>・ “川越市営～”、“市営～”は“市営～”の表記を標準とする。</li> </ul> <p>＜県立北総花の丘公園、市営駐車場＞</p> <p>24. 埼玉県～、川越市～の表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “埼玉県～”、“県～”は“埼玉県～”の標記を標準とする。</li> <li>・ “川越市～”、“市～”は“川越市～”の標記を標準とする。</li> </ul> <p>＜埼玉県水道局〇〇事務所、川越市商工会議所＞</p> <p>25. 公営住宅、団地等の表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅は全て注記する。</li> <li>・ 都市再生機構（旧都市基盤整備公団）、住宅供給公社の表示は、原則現地調査し、表札等に利用されている名称を注記する。</li> </ul> <p>26. 共同住宅、宿舎等の表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共住宅、宿舎については、全て注記する。</li> </ul> <p>27. ビル、マンション等の表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間マンションについては原則的に表示しない。（民間注記表示に準ずる）</li> </ul> <p>28. 民間注記の表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間注記 8132 でコード分類して入力する。</li> <li>・ 観光施設名は観光課表示リストにあるものを注記表示する。</li> <li>・ 建物内に注記が入るものを表示。（商業、工業施設）</li> <li>・ （株）、（有）は省略して注記する。</li> <li>・ 場所を示す店舗名は省略して注記する。</li> <li>・ 遊興施設は注記しない。</li> </ul> <p>29. 公共施設名</p> <p>「川越市案内図」の名称及び現行基本図の名称、現地調査をもとに入力する。</p> <p>30. 駐車場の表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場は記号表示とする。屋内立体駐車場も注記せず記号表示とする。</li> <li>・ 駅前自転車駐輪場（公共施設）については、注記表示する。</li> </ul>					

都市計画基本図 Shapeファイル定義書

データ項目名		地形図(注記)				
データ形式		Shape		データフィーチャー		Line
No.	項目名	アイテム名	データ型	長さ	少数	項目内容
1	始点番号	FNODE	Numeric	11	0	
2	終点番号	TNODE	Numeric	11	0	
3	左側ポリゴン	LPOLY	Numeric	11	0	
4	右側ポリゴン	RPOLY	Numeric	11	0	
5	ライン長	LENGTH	Numeric	12	3	
6	ライン内部ID	CDL	Numeric	11	0	
7	ユーザーID	CDL_ID	Numeric	11	0	
8	表現分類コード	CDAF1	Numeric	4	0	表現分類コード表参照
9	縦横区分	CDAF2	Numeric	1	0	
10	文字列の方向	CDAF3	Numeric	7	0	
11	字大	CDAF4	Numeric	5	0	
12	字隔	CDAF5	Numeric	5	0	
13	線号	CDAF6	Numeric	2	0	数字:1、かな:2
14	注記	CDAF7	Char	4	-	注記文字列
15	レベル値	LEVEL	Numeric	2	0	
16	文字サイズ	SIZE	Numeric	7	3	フォントサイズ
17	オフセット値(X座標)	OFFSETX	Numeric	20	3	
18	オフセット値(Y座標)	OFFSETY	Numeric	20	3	
19	FIT値	FIT	Numeric	1	0	

データ項目名		地形図(線)				
データ形式		Shape		データフィーチャー		Line
No.	項目名	アイテム名	データ型	長さ	少数	項目内容
1	始点番号	FNODE	Numeric	11	0	
2	終点番号	TNODE	Numeric	11	0	
3	左側ポリゴン	LPOLY	Numeric	11	0	
4	右側ポリゴン	RPOLY	Numeric	11	0	
5	ライン長	LENGTH	Numeric	12	3	
6	ライン内部ID	CDL	Numeric	11	0	
7	ユーザーID	CDL_ID	Numeric	11	0	
8	表現分類コード	CDLF1	Numeric	4	0	表現分類コード表参照
9	図形区分	CDLF2	Numeric	2	0	
10	転位区分	CDLF3	Numeric	2	0	
11	間断区分	CDLF4	Numeric	2	0	0:間断しない、1~9:間断する
12	属性数値	CDLF5	Numeric	7	0	
13	表現用一元化コード	CDLF6	Numeric	5	0	表現分類コード+間断区分

データ項目名		地形図(記号)				
データ形式		Shape		データフィーチャー		Point
No.	項目名	アイテム名	データ型	長さ	少数	項目内容
1	ポリゴン面積	AREA	Numeric	12	3	
2	ポリゴン周囲長	PERIMETER	Numeric	12	3	
3	内部ID	CDP	Numeric	11	0	
4	ユーザーID	CDP_ID	Numeric	11	0	
5	表現分類コード	CDPF1	Numeric	4	0	表現分類コード表参照
6	属性数値	CDPF2	Numeric	7	0	
7	転位区分	CDPF3	Numeric	2	0	
8	間断区分	CDPF4	Numeric	2	0	
9	端点数値	CDPF5	Numeric	5	0	
10	表示文字	CDPF6	Char	8	-	基準点等の表示文字(文字型の属性数値)
11	表示角度	CDPF7	Numeric	8	3	単位は度、水平方向を0°とする
12	地形記号コード1	CDPF8	Numeric	2	0	地形記号コード表参照
13	地形記号コード2	CDPF9	Char	1	-	地形記号コード表参照

データ項目名		図郭割図				
データ形式		Shape		データフィーチャー		Polygon
No.	項目名	アイテム名	データ型	長さ	少数	項目内容
1	面積	AREA	Numeric	20	5	単位:m
2	周囲長	PERIMETER	Numeric	20	5	単位:m
3	内部ID	INDEX	Numeric	11	0	
4	ユーザーID	INDEX_ID	Numeric	11	0	
5	図郭番号	ZUKNO	Char	10	0	図郭の名称
6	タイル名	TILE_NAME	Char	10	0	
7	データ格納場所	LOCATION	Char	42	0	
8	番号	MAP	Numeric	2	0	図郭の番号